

政令第 号

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年五月十五日とする。

理由

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。